

議案第八十九号

港区立児童館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立児童館条例の一部を改正する条例

港区立児童館条例（昭和四十一年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表同高輪児童館の項中「同 高輪三丁目十九番十一号」を「同 高輪三丁目十八番十五号」に改める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

高輪児童館の改築工事の終了に伴い、位置を変更するため、本案を提出いたします。